

令和6年12月11日

次世代育成支援対策推進法に基づく  
「一般事業主行動計画」

社会福祉法人 一石会

## 1. 現 状

現在、当法人が常用雇用する正規職員は 70 名、パート職員は 37 名、合計 107 名であり、うち男性 17 名、女性 90 名となっている。これらの職員に対する次世代育成支援対策法（以下「対策法」という。）の趣旨に沿った対策としては、現状では次のとおりである。

### （1）正規職員への対応

#### ア 出産にかかる対応

#### （ア）通院休暇

通院休暇については、男女雇用均等法（以下、「均等法」という。）に基づき、休暇を次のとおり取得することができるものとしている。

「妊娠 2 3 週（第 6 月末）までは 4 週間に 1 回、妊娠 2 4 週（第 7 月末）から妊娠 3 5 週（第 9 月末）までは 2 週間に 1 回、妊娠 3 6 週（第 1 0 月末）から出産までは 1 週間に 1 回、1 回の期間は、1 日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間」

#### （イ）出産休暇

出産休暇については労働基準法（以下「基準法」という。）に基づき、出産予定日 6 週間目（多胎妊娠の場合は 1 4 週間）に当たる日から、出産後 8 週間目に当たる日までの期間。

#### （ウ）出産補助休暇

労働法による規定ではないが当法人では、配偶者の出産にかかる補助休暇として、出産の日から 2 週間以内において 3 日の特別休暇を取得することができる。

## イ 育児に対する対応

(ア) 育児休暇

労働法に基づき育児休暇は生後1年に達しない子を育てるときは、1日に2回それぞれ30分を請求できるとしている。

(イ) 子の看護休暇

育児休業・介護休業等育児又は、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に基づき、小学校就業前の子を養育する職員が、その子を看護するときに、1人であれば1年間に5日、2人以上であれば1年間に10日まで休暇の取得をすることができる。

(ウ) 育児休業

育児・介護休業法に基づく育児休業の取得が可能であり、休業期間が1歳6か月に達するまでとしている。

(エ) 育児短時間勤務

小学校の始期に達するまでの子と同居し、養育するときは、勤務時間の短縮として1週間について30時間以上とすることができる。

(オ) 時間が勤務を制限する制度

育児・介護休業法に基づき、小学校の始期に達すれば馬での子を養育する職員が請求した場合、制限時間（1月24時間、年150時間）を超えて時間外勤務を行ってはならない。

(カ) 深夜業を制限する制度

育児・介護休業法に基づき、小学校の始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合、午後10時～午前5時の深夜の勤務をさせない。

ウ 介護に関する対応

(ア) 介護休暇

育児休業・介護休業等育児又は、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）

に基づき、要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行うため、対象家族が1人であれば1年間につき5日、2人以上であれば1年間に10日までの休暇の取得をすることができる。

(2) パート職員への対応

パート職員については、パート職員就業規則を定めており、又、労働法等の各法に定められた範囲内による対応を行っている。

2 行動計画

正規職員及びパート職員が、働きやすい環境を作り、その能力を十分に発揮できるよう。次のような行動計画を策定する。

(1) 計画期間 令和7年1月1日～令和10年12月31日までの3年間

(2) 内 容

目標1：対策法の趣旨に沿って、制度に間鶴資料を作成し手職員に配布し、制度の周知を図り、出産休暇・育児休業の取得率を維持向上させる。

<対 策>

令和7年1月～ 情報収集、資料作成準備

令和7年3月～ 制度に関する資料を職員に配布する

目標2：所定外労働時間を制限するため、管理部門、デイサービス、居宅事業、包括支援センター、保育園職員を対象とした、月1回程度のノー残業デーを設置する。

<対 策>

令和7年1月～ 試行実施し、課題を分析して本格実施に向けて検討する。

令和7年5月～ ノー残業デーの実施。

目標3：子供が保護者である職員の職場を実際にみてもらう「子ども参観日」の実施。

<対 策>

- 令和7年1月～ 試行実施し、各事業所への説明、体制作りに向けて検討する。
- 令和7年5月～ 子ども参観日の実施。